

市区町村別集計項目(推進体制等)

香川県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						7	13	5				17					
37	201	高松市	男女共同参画・協働推進課	1	1	1	1					3	第5次たかまつ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
37	202	丸亀市	男女共同参画室	1	1	1	1	丸亀市男女共同参画推進条例	2007年9月25日	2008年4月1日		0	第4次男女共同参画プランまるがめ	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
37	203	坂出市	人権課	1	2	0	1					3	第2次坂出市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
37	204	善通寺市	人権課	1	2	1	1					0	善通寺市第2次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2028年3月	1	1	
37	205	観音寺市	男女共同参画推進室	1	1	1	1					0	第2次観音寺市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
37	206	さぬき市	人権推進課	1	2	1	1	さぬき市男女共同参画推進条例	2009年6月24日	2009年6月24日		0	第2次さぬき市男女共同参画プラン(改訂版)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
37	207	東かがわ市	人権推進課	1	2	0	1					0	第3次東かがわ市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
37	208	三豊市	市民環境部 人権課	1	2	1	1	三豊市男女共同参画推進条例	2016年3月29日	2016年4月1日		0	第3次三豊市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
37	322	土庄町	住民環境課人権推進室	1	2	0	0					0	とのしょう男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
37	324	小豆島町	住民生活課 男女共同参画推進室	1	2	0	1					0	小豆島町いきいきプラン~第2次男女共同参画基本計画~	2016年6月 ~ 2026年3月	1	1	
37	341	三木町	人権推進課	1	2	0	0					0	三木町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
37	364	直島町	教育委員会	2	2	0	1	直島町男女共同参画推進条例	2003年3月17日	2003年4月1日		0	直島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
37	386	宇多津町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0					0	第2次宇多津町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
37	387	綾川町	住民生活課	1	2	0	1					0	(第2次綾川町男女共同参画プラン)	2019年4月 ~ 2029年3月	1	0	
37	403	琴平町	企画防災課 人権同和室	1	2	0	1	琴平町男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年3月26日		0	第2次琴平町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年4月	1	1	
37	404	多度津町	住民環境課	1	2	1	1					0	第3次たどつ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
37	406	まんのう町	企画政策課	1	2	0	0					0	(第3次まんのう町男女共同参画プラン)	2022年4月 ~ 2026年3月	1	0	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			1						0	1	0	1	0	0	1	0
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	サンフリー高松	760-0068	高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライエ6階	087-833-2282	087-833-2286	https://www.sankaku087.net/		○		○			○
37	202	丸亀市														
37	203	坂出市														
37	204	普通寺市														
37	205	観音寺市														
37	206	さぬき市														
37	207	東かがわ市														
37	208	三豊市														
37	322	土庄町														
37	324	小豆島町														
37	341	三木町														
37	364	直島町														
37	386	宇多津町														
37	387	綾川町														
37	403	琴平町														
37	404	多度津町														
37	406	まんのう町														

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他	
			1						1	1	1	1	1	1	0	0	0	
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター	1995年8月1日	6	6	4,190	○	○	○	○	○	○					学習研修室の運営等
37	202	丸亀市			0	0	0											
37	203	坂出市			0	0	0											
37	204	善通寺市			0	0	0											
37	205	観音寺市			0	0	0											
37	206	さぬき市			0	0	0											
37	207	東かがわ市			0	0	0											
37	208	三豊市			0	0	0											
37	322	土庄町			0	0	0											
37	324	小豆島町			0	0	0											
37	341	三木町			0	0	0											
37	364	直島町			0	0	0											
37	386	宇多津町			0	0	0											
37	387	綾川町			0	0	0											
37	403	琴平町			0	0	0											
37	404	多度津町			0	0	0											
37	406	まんのう町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			8	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	7	0	0.0	6,303	786	12.5
37	201	高松市	1997年12月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							2520	403	16.0
37	202	丸亀市	2005年12月1日	丸亀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							856	140	16.4
37	203	坂出市				1	0	0.0	1	0	0.0							326	25	7.7
37	204	善通寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							323	37	11.5
37	205	観音寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							260	7	2.7
37	206	さぬき市				1	0	0.0	1	0	0.0							365	33	9.0
37	207	東かがわ市				1	0	0.0	1	0	0.0							182	14	7.7
37	208	三豊市				1	0	0.0	1	0	0.0							533	39	7.3
37	322	土庄町										1	0	0.0	0	0		54	0	0.0
37	324	小豆島町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
37	341	三木町										1	0	0.0	1	0	0.0			
37	364	直島町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
37	386	宇多津町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	5	10.4
37	387	綾川町										1	0	0.0	1	0	0.0	379	52	13.7
37	403	琴平町										1	0	0.0	0	0		113	10	8.8
37	404	多度津町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	11	9.2
37	406	まんのう町										1	0	0.0	1	0	0.0	184	9	4.9

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点		調査対象は2022年7月1日(その他2022年4月1日)		市区町村議会の議員の高立支援体制に関する調査												
都 道 府 県	市 区 村 町	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
				議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休等 を含む)があるか。	問1で1.を選択した場 合、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はある か。	問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期 間の範囲について減額の規定はあ るか。	問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない						
市区町村名		1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例も判断し たこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者 の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
				17	0	16		1		15	15	15	15	14	11	
				0	11	1		15		2	2	2	2	3	3	
				0	5			1		0	0	0	0	0	0	
				5	1					0	0	0	0	0	1	
37	高松市	1	高松市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 略 第2条 議員は、旧姓の使用又は中止に関し届けを出さなければならないときは、特に定めるもののほか市長若しくは、所屬長を経て人事課長に提出しなければならない。	高松市議会	1	2	1	高松市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。 第3条の2 4. 前2条の規定にかかわらず、議員が任期中の連続する2回の定例会並びに出席5回の定例会の間に開かれる市議会の会費及び委員会等にて文書提出したときは、その者には、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月の議員報酬は、支給しない。	1	1	1	1	1	1
37	丸亀市	1	丸亀市議員の旧姓使用に関する規定 第2条 議員は、任命書等に届出をして、専ら議員の間で使用している文書、議員の呼称又は特定の文書で職務遂行若しくは事務処理上において、旧姓を使用することができる。	丸亀市議会	1	2	1	丸亀市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	1
37	坂出市	1	坂出市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、坂出市議員が、婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合に、その後も引き続き当該改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	坂出市議会	1	3	1	坂出市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	1
37	善通寺市	4		善通寺市議会	1	3	1	善通寺市議会議員規則 第2条 第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	
37	観音寺市	1	観音寺市議員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用の申請)第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所屬長を経て市長に提出しなければならない。	観音寺市議会	1	4	2			2	2	2	2	2	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の選称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			前1	前2	前3	前4	前5	前6	前7						
			議員の出産を欠産事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	前1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	前1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	前1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	前1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	前1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	前1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	議員の休職と生活の両立の観点からの欠産事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定がないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
37	甲 さいたま市	1	さいたま市議員旧姓使用取扱要綱 (要綱すべてにわたり規定) ○さいたま市議員旧姓使用取扱要綱 平成22年5月14日 知令第4号 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員(さいたま市議員定款条例(平成14年さいたま市条例第27号)の適用を受ける者)のうち、おで直し、おで直しの制度を適用し、地方を養育し、育むに際しての環境整備の推進を図るため、議員が所属、妻子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めたこと(以下「おで直し」といふ)に際し、旧姓の使用を認めることに関する事項を定めるものとする。 (旧姓使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものとし、その文書等の種類の例は、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その文書等の種類の例は、別表第2に掲げるものとする。 (1) 議員の身分に係るもの (2) 公務の行使に係るもの (3) 議員の権利及び義務に係る文書で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (4) 私人との法律上の関係を発生させるもの (旧姓使用の承認期間) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、原則として、新たに採用された議員にあっては採用の日以後速やかに、その他の議員にあっては履歴事項異動届の提出の期しななければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)を、所属長を経由して当該議員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓の使用を承認された議員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 2 旧姓の使用を承認された議員において、戸籍上の氏と旧姓が同一となるに至った場合は、旧姓の使用の承認は取り消されたものとみなす。この場合においては、前条の規定にかかわらず、旧姓使用中止届の提出を要しない。 他の任命権者から承認を受けた議員の取扱い 第6条 旧姓の使用の承認を受けた議員が、人事異動により他の任命権者に任用されたときは、承認を受けたことを証する書類を当該任命権者に提出することにより、当該任命権者において旧姓の使用を承認したものとみなし、第3条第1項及び第4条第2項の手続きを省略することができるものとする。 (旧姓使用委員会) 第7条 総務部秘書広報課長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (議員及び所属長の責務) 第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民に対し、又は選挙区において選挙区民を相手とせざるを得ないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属議員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。 (施行期日) 1 この要綱は、平成22年5月14日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた議員が、旧姓の使用を希望する場合は、取扱いの承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。 附 (令和4年知令第5号) (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれ要綱で定める様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 別表第1(第2条関係) 基準 文書等の種類の例 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもの 職場での呼称 議員名 名札 職務分掌表 産前産後届 名刺	さいたま市議会	1	3	1		3	1	1	1	1	1	4

